

認可外保育施設等について

1.「施設等利用給付認定」について

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児(小学校就学前)までの子どもの保育料(給食費等除く)が月額上限37,000円、0歳児～2歳児までの子どもについては月額上限42,000円まで無償化されました。当該無償化の対象となるには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

2.施設等利用給付認定の対象者

次の(1)～(4)全てに該当していること。

- (1)認可外保育施設等を利用(予定)するもの
- (2)糸満市に住民登録があり、かつ居住しているもの
- (3)次の表に該当するもの

認定区分	保育を必要とする事由	対象年齢	預かり保育料 無償化対象限度額	申請書類
新2号認定	あり	3歳児以上	月額上限額 37,000円	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届
新3号認定		3歳児未満	月額上限額 42,000円 ※市町村民税 非課税世帯のみ	②保育の必要性の認定に必要な書類

※企業主導型保育施設利用者の無償化は、児童育成協会から各施設に対し、助成を行うことにより実施されますので、施設等利用給付認定を申請することができません。詳細は、各施設へお問い合わせください。

3.対象施設(事業)について

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート・センターが対象となり、月額上限額の範囲内で、複数の施設(サービス)を併用できます。

①認可外保育施設

認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

②一時預かり

家庭で一時的に保育が困難になった場合に幼稚園や保育所等で子どもを預かる事業。

③病児保育

子どもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペースで、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業。

④ファミリーサポートセンター

子育てのお手伝いをしたい会員と、子育てのお手伝いを受けたい会員による、組織的な相互援助活動する事業。

※無償化を受けるには、こども園、保育所等の教育・保育施設に通っておらず、事前に施設等利用給付認定を受ける必要があります。

※無償化対象施設については、別紙「無償化対象施設一覧」をご確認下さい。